

令和4年守山市議会12月定例会月会議提出議案

1 付議件数

専決案件	－ 件	その他の案件	9 件
認定案件	－ 件	諮問案件	1 件
予算案件	11 件	推薦案件	－ 件
条例案件	8 件	提出案件計	32 件
人事案件	3 件	(報告案件)	－ 件

提出日 令和4年11月25日

2 議案概要

【議第64号】 令和4年度守山市一般会計補正予算（第10号）

歳入歳出補正額 ▲70,893千円 （補正後の額 40,136,837千円）

【議第65号】 令和4年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額 ▲11,772千円 （補正後の額 6,920,180千円）

【議第66号】 令和4年度守山市水道事業会計補正予算（第1号）

収益的支出額 ▲13,928千円 （補正後の額 1,518,118千円）

資本的支出額 ▲3,491千円 （補正後の額 868,309千円）

【議第67号】 令和4年度守山市下水道事業会計補正予算（第1号）

資本的支出額 ▲3,833千円 （補正後の額 2,326,425千円）

【議第68号】 令和4年度守山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額 ▲3,690千円 （補正後の額 5,512,934千円）

＜サービス事業勘定＞

歳入歳出補正額 200千円 （補正後の額 31,900千円）

【議第69号】 令和4年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 ▲743千円 （補正後の額 1,015,257千円）

【議第70号】 守山市特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されることに伴い、特別職の国家公務員の給与改定および本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じて、本市特別職の給与についても、期末手当の支給割合の引き上げおよび平均化する改正を行おうとするもの

区分	改正前	改正後
令和4年12月期	1.625月分	1.675月分（+0.05月分）
令和5年以降の6月期	1.625月分	1.650月分（+0.025月分）
令和5年以降の12月期	1.675月分	1.650月分（△0.025月分）

（施行期日） 公布の日（ただし、令和5年以降の期末手当の改正については、令和5年4月1日）

【議第71号】 守山市職員の給与に関する条例および守山市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されることに伴い、これに準じて本市一般職の職員の給与および本市教育公務員の給与について、必要な改正を行おうとするもの

（1）30歳台半ばまでの若年層の職員の給料月額を引き上げる。

（2）勤勉手当の支給割合の引き上げおよび平均化

ア 再任用職員以外

区分	改正前	改正後
令和4年12月期	0.95月分	1.05月分（+0.1月分）
令和5年以降の6月期	0.95月分	1.00月分（+0.05月分）
令和5年以降の12月期	1.05月分	1.00月分（△0.05月分）

イ 再任用職員

区分	改正前	改正後
令和4年12月期	0.450月分	0.500月分（+0.05月分）
令和5年以降の6月期	0.450月分	0.475月分（+0.025月分）
令和5年以降の12月期	0.500月分	0.475月分（△0.025月分）

（施行期日等）

（1）施行期日等

ア 公布の日（ただし、令和5年以降の勤勉手当の改正については、令和5年4月1日）から施行する。

イ （1）については、令和4年4月1日から適用する。

（2）給与の内払

（1）については、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

【議第72号】 地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員の報酬等に関する条例および地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用する会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されることに伴い、本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに準じて、本市の地方公務員法第22条の2第1項第1号および第2号により採用する会計年度任用職員の給与について必要な改正を行おうとするもの

- (1) 一般職の給料表の改定に準じ、給料月額を引き上げる。
 (2) 期末手当の支給割合の引き上げ

区分	改正前	改正後
令和5年以降の6月期	1.200月分	1.250月分（+0.05月分）
令和5年以降の12月期	1.200月分	1.250月分（+0.05月分）

（施行期日） 令和5年4月1日

【議第73号】 令和4年度守山市一般会計補正予算（第11号）

歳入歳出補正額 876,891千円 （補正後の額 41,013,728千円）

【議第74号】 令和4年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正額 165千円 （補正後の額 6,920,345千円）

【議第75号】 令和4年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 884千円 （補正後の額 32,384千円）

【議第76号】 令和4年度守山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額 146,888千円 （補正後の額 5,659,822千円）

＜サービス事業勘定＞

歳入歳出補正額 5,000千円 （補正後の額 36,900千円）

【議第77号】 令和4年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出補正額 397千円 （補正後の額 1,015,654千円）

【議第78号】 守山市印鑑条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 市役所窓口における印鑑登録証明書の交付手続きにおいて、マイナンバーカードを用いた申請方法を追加するために必要な改正を行うとともに、その他の所要の改正を行おうとするもの

（施行期日） 公布の日

【議第79号】 守山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

（改正概要） 地方公務員法の改正および人事院勧告を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、給与および退職手当の支給等に関する必要な改正を行おうとするもの

(1) 守山市職員の定年等に関する条例の一部改正

ア 職員の定年を65歳とし、令和13年度まで段階的に定年を引き上げる経過措置を設ける。

退職者の生年	昭和37年度以前生	昭和38年度生	昭和39年度生	昭和40年度生	昭和41年度生	昭和42年度生～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
退職年度（年度末）		令和6年度	令和8年度	令和10年度	令和12年度	令和14年度～

- イ 管理監督職の上限年齢を原則60歳とし、上限年齢に達した職員の降任の取り扱いを定める。
- ウ 例外的に管理監督職として引き続き勤務させることができる対象者を定める。
- エ 管理監督職上限年齢に達した日以後に退職した職員を、定年前再任用短時間勤務職員に採用することができるものとする。

(2) 守山市職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 55歳を超える職員は原則昇給しないものとし、特に勤務成績が優秀な者に限り、昇給を行うことができるものとする。
- イ 管理監督職上限年齢に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後の給料月額、特定日の前日の給料月額の70%の額とする。
- ウ 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を定める。

(3) 守山市職員退職手当支給条例の一部改正

- ア 当分の間、特定日以後も引き続き勤務する者の退職手当の基本額は、特定日の前日の給料月額とする。
- イ 当分の間、特定日の前日以後定年までに自己都合による退職をする者の退職手当は、定年退職の場合の支給率を適用する。

(4) 次に掲げる条例について必要な規定の整備を行う。

- ア 守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- イ 守山市職員の育児休業等に関する条例
- ウ 守山市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- エ 守山市人事行政の運営等の公表に関する条例
- オ 守山市職員の分限に関する手続および効果に関する条例
- カ 守山市職員の懲戒の手続および効果に関する条例
- キ 守山市職員の特殊勤務手当に関する条例
- ク 守山市教育公務員の給与に関する条例
- ケ 守山市水道事業および下水道事業の職員の給与の種類および基準に関する条例

(5) 守山市職員の再任用に関する条例の廃止

（施行期日等）

(1) 施行期日

令和5年4月1日（ただし、経過措置および関係規定の一部は公布の日）

(2) 経過措置

定年の段階的な引き上げ期間中、現行の再任用制度に代わる暫定再任用制度を措置する。

【議第80号】 環境学習都市宣言推進基金条例案

（制定概要） 市民からの寄付を原資に、本市の豊かな自然環境と快適かつ良好な生活環境を保全するとともに、よりよい環境を創造し未来につないでいくため、守山市環境基本条例および守山市環境学習都市宣言の具現化に資する事業の推進を目的とする基金を新たに設置することに伴い、必要な条例を定めようとするもの

- (1) 「環境学習都市宣言推進基金条例」（以下「基金」という。）を設置する。

- (2) 基金には施策の推進のため、予算で定める額を積み立てる。
- (3) 基金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金もしくは有価証券に代えることができ、運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し基金に編入する。
- (4) 基金は、設置目的を達成するために必要な事業の経費の財源に充てる場合のみ処分することができる。

(施行期日) 公布の日

【議第81号】 守山市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 高齢化による担い手不足など農業を取り巻く厳しい現状により、農業委員会における組織体制の見直しを検討する中、農業委員会委員定数等検討委員会での検討に基づく提言を踏まえ、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定等への対応のために農業委員を増員することにあわせて、農地利用最適化推進委員を廃止するために、必要な改正を行おうとするもの

	現行	改正案
農業委員	13人	26人
農地利用最適化推進委員	15人	—

(施行期日等)

- (1) 施行期日
令和5年7月20日
- (2) 経過措置
農業委員の任命に係る準備行為は、施行の日前においても行うことができる。
- (3) 守山市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正
農地利用最適化推進委員に係る報酬の規定を削る。

【議第82号】 守山市工場立地法準則条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 新型コロナウイルス感染拡大、円安の進行や原油価格の高騰などの世界情勢の影響により、企業の国内回帰志向が高まる中、設備投資の促進や既存企業の市内留置等による市内経済の活性化を目的に、工場立地法（以下「法」という。）に基づく緑地面積率等を現行基準より緩和するために、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 緑地面積率等の緩和

用途地域	区分	現行	改正案	差引
工業専用地域	緑地	10%	10%	—
	環境施設	15%	15%	—
工業地域	緑地	15%	5%	△10%
	環境施設	20%	10%	△10%
準工業地域	緑地	15%	10%	△5%
	環境施設	20%	15%	△5%
調整区域	緑地	15%	10%	△5%
	環境施設	20%	15%	△5%

(2) 環境活動計画書の作成等

法の規定に基づく新設や変更の届出（以下「届出」という。）を行う事業者は、環境に配慮した取組に関する計画書を作成および提出し、その取組を計画的に実施しなければならない。

(3) 引用条項ずれの整備

（施行期日等）

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

環境活動計画書の作成等の規定は、この条例の施行日以後に届出を行う者について適用する。

【議第83号】 守山市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき同意を求めるもの

【議第84号】 守山市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき同意を求めるもの

【議第85号】 守山市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき同意を求めるもの

【議第86号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

守山市ほたるの森資料館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

指定管理者候補者 特定非営利活動法人びわこ豊穰の郷

指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

【議第87号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

美崎公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の

規定に基づき議決を求めるもの

指定管理者候補者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社近畿支店

指定期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

【議第88号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

物部児童クラブ室の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

指定管理者候補者 社会福祉法人洛和福社会

指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

【議第89号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

吉身児童クラブ室および吉身第二児童クラブ室の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

指定管理者候補者 特定非営利活動法人スポキッズ

指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

【議第90号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

立入が丘児童クラブ室の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

指定管理者候補者 社会福祉法人友愛

指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

【議第91号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

小津児童クラブ室の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

指定管理者候補者 一般財団法人滋賀YMCA

指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

【議第92号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

玉津児童クラブ室の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

指定管理者候補者 一般財団法人滋賀YMCA

指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

【議第93号】 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

河西児童クラブ室および河西第二児童クラブ室の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議決を求めるもの

指定管理者候補者 社会福祉法人ご縁会

指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

【議第94号】 市道の路線の認定および廃止につき議決を求めることについて

道路法第8条第2項および第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるもの

市道の路線の認定 25路線 路線の廃止 3路線

【諮問第5号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの